



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学教育学部紀要に関する内規
Citation	北海道大學教育學部紀要, 14, 127-127
Issue Date	1967-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29037
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_P127.pdf



彙報2

北海道大学教育学部紀要に関する内規

(趣旨)

第1条 北海道大学教育学部紀要(以下「紀要」という)に関する投稿・編集及び出版についてはこの内規の定めるところによる。

(紀要の名称)

第2条 紀要の名称は北海道大学教育学部紀要とする。

(委員会)

第3条 北海道大学教育学部内規第7条に定める紀要編集委員会は、紀要の編集及び出版に関する業務を行なう。

(出版)

第4条 紀要の出版は原則として年2回とする。

(投稿資格)

第5条 紀要に投稿できるものは、次の各号の1に該当するものとする。

1. 本学部教官
 2. 本学大学院教育学研究科学生
 3. 委員会が推薦し、教授会が承認したもの
- 2 前項2号に掲げる者は指導教官の推薦と教育学研究科委員会の承認を要する。

(原稿の提出及び受理)

第6条 紀要に投稿する場合は、委員会に提出する。

ただし、委員会は、原稿を返却しまたは訂正を求めることができる。

- 2 委員会は受理を決定した原稿については、なるべくすみやかにその旨を執筆者に通知する。

(校正)

第7条 執筆者は、校正の範囲を超えて文章を挿入したり、原稿枚数を増加したりする等、内容を改変してはならない。

(出版に要する経費)

第8条 紀要の出版に要する経費は、別刷を含め予算の範囲内において出版する。

(紀要の配布)

第9条 紀要は、本学部教官、学内関係機関、及び執筆者に無償で配布される。

- 2 紀要は、他の大学、研究機関等に対し、無償で各一部配布される。この場合、他の紀要との交換を原則とする。
- 3 紀要別刷は、50部に限り、執筆者に無償で配布される。

(紀要論文の転載)

第10条 紀要に発表した論文を転載しようとする者は、委員会の承認を必要とする。

(細則への委任)

第11条 この内規の定めるもののほか、この内規の実施についての必要事項は委員会の定めるところによる。

付 則

この内規は昭和42年7月7日より実施し昭和42年7月7日より適用する。